

## 第3章 施策の展開

### 第1節 目指す将来像

本県の中山間地域は、四季折々の自然と共生した生活の営みや、脈々と守り継がれてきた固有の文化や歴史、伝統芸能など、何ものにも代え難い価値を有するとともに、国土の保全や水源のかん養、食料の供給といった多面的な機能を果たしており、美しい景観や豊かな食文化など多くの魅力を有しています。

また、中山間地域では、急峻な地形や厳しい自然環境といった不利な条件の中であって、助け合いの精神による強固なコミュニティや農村社会が築かれてきました。

こうした価値や魅力は、経済的な尺度だけでは測ることができない豊かさや新しい生活スタイルを求めて、都市部から農村地域に移住する「田園回帰」と呼ばれる流れを生み出し、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、その動きが大きく広がっています。

このような明るい動きがある一方で、中山間地域では、急速な人口減少・少子高齢化の進行により、交通手段、買い物、医療・福祉等、日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保が年々厳しさを増しており、解決・改善を必要とする課題が数多くあります。

このため、この計画では、県民に多くの恵みをもたらす、かけがえのない生活の場である中山間地域を持続可能なものとしていくために、次のような将来の姿を目指し、取り組んでいくこととします。

人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって創意工夫により「ひと」「生活」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「くらしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいける中山間地域

## 第2節 施策の方向性

### 1 「ひと」

今後、急速な人口減少や少子高齢化の進行が見込まれる中山間地域において、これらの影響を少しでも低減するために、地方での子育てを希望する若い世帯を含め、移住希望者の本県への移住・定住を促進するとともに、若者の県外流出の抑制や、地域を担う次世代の育成に取り組みます。

また、活力のある地域づくりに向けて、外部人材の活力の取り込みを推進するとともに、さらなる関係人口<sup>8</sup>の創出・拡大に取り組みます。

#### ① 戦略的な移住・定住の促進

安定した雇用や居住など、移住希望者のニーズを的確に捉えて移住の促進を図るとともに、移住後の定住に向けた取組を推進します。

#### ② 地域を担う次世代の育成

地域の特性を生かした魅力ある教育環境の充実やふるさとの誇りや愛着を育む活動に取り組むとともに、県内で働くことの魅力を発信し、若者が定着しやすい環境づくりを推進します。

また、地域課題の解決・改善に向けて、これからの地域づくりを担う人材の育成に取り組みます。

#### ③ 外部人材の活力の取り込み

地域おこし協力隊<sup>9</sup>や、ボランティアによる地域活動、外部専門家による地域支援など、活力ある地域づくりに向けて、外部人材の活力の取り込みを推進します。

#### ④ さらなる関係人口の創出・拡大

テレワークやワーケーション<sup>10</sup>等の多様な働き方の広がりを契機とする新しい人の流れづくりを推進するとともに、様々な形で地域と関わる関係人口の創出・拡大に取り組みます。

<sup>8</sup> 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。

<sup>9</sup> 地域おこし協力隊：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るもの。

<sup>10</sup> ワーケーション：Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。余暇主体と仕事主体の2つのパターンがある。

## 2 「生活」

中山間地域において、日常生活に必要なサービスや機能を維持・確保していくため、引き続き「宮崎ひなた生活圏づくり」（人口減少下においても住み慣れた地域に安心して住み続けられる仕組みづくりのこと。次ページ参照。）を市町村と連携して進めていくとともに、地域住民が中心となり、多様な関係主体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決・改善に取り組む地域運営組織<sup>11</sup>の形成を促進します。

また、安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実を図るとともに、安全な生活を確保するため、防災・減災に向けた体制づくりを推進します。

さらに、中山間地域が持つ多面的機能<sup>12</sup>の維持・保全や地域資源等の魅力発信など、中山間地域のくらしのゆたかさを継承する取組を推進します。

### I 生活を守る・支える「宮崎ひなた生活圏づくり」

#### ① 日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保

中山間地域における安全・安心な生活を確保するために必要な、医療・介護や福祉サービス、公共交通等の維持・確保を図ります。それと並行して、基幹的集落を中心として、周辺集落・小規模集落との間を交通や物流のネットワークで繋ぐことにより、集落同士が相互に連携・補完し合いながら、日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保し、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けることのできる仕組みづくりを促進します。

#### ② 地域運営組織の形成促進

住民同士が地域の課題や将来像について話し合い、それらの共有化や合意形成を図る取組を支援するとともに、多様な関係主体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決・改善に取り組む地域運営組織の形成を促進します。

#### ③ 子育て環境の充実

子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、県民全体で子育てを応援する機運の醸成や地域の絆づくりを推進するとともに、小児医療体制や母子保健対策、子どもと家庭を対象とする相談体制の整備など、子育て環境の充実を図ります。

#### ④ 防災・減災のための体制づくり

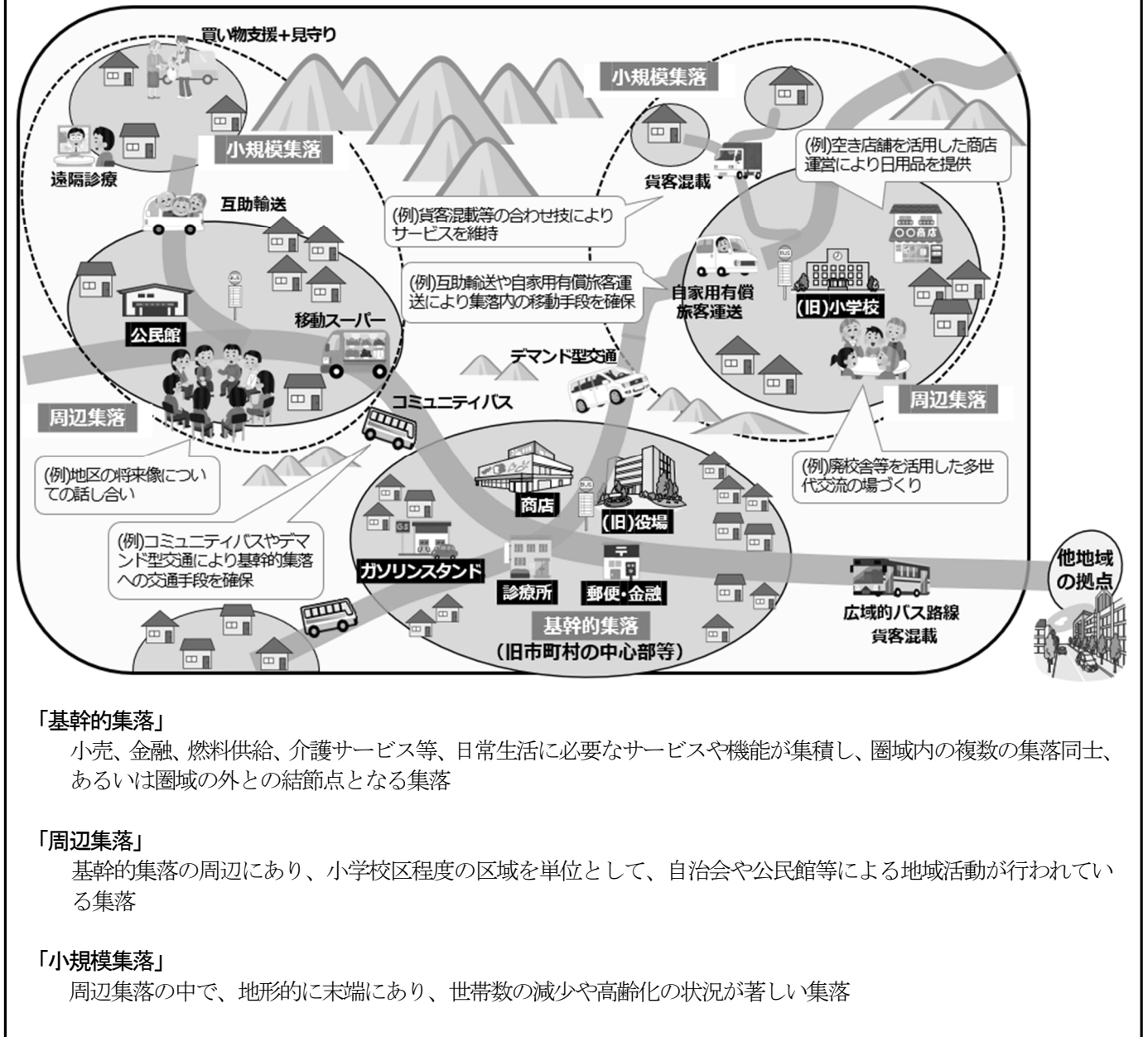
安全な生活を確保するため、地域防災の中核となる人材の育成や、住民への迅速な情報提供に努めるとともに、地域の多様な関係主体が協働した防災・減災のための取組を推進します。

<sup>11</sup> 地域運営組織：地域のくらしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、多様な関係主体が連携・協働して地域課題の解決・改善に向けた取組を持続的に実践する組織（以下、例示）。

○ 自治会等の地縁的な組織だけでなく、婦人会や高齢者クラブ、消防団、PTA、NPOなど、地域で活動する様々な主体が連携・協働する。  
○ 排水路の清掃、廃品回収等の環境美化活動、回覧板による住民互助の連絡などの自治会的活動こととまらず、生活支援や子育て支援、特産品販売や里山の管理等の活動に多機能型で取り組む。  
○ 会費や寄付金、補助金、他事業からの収益等の財源を獲得するような活動にも併せて取り組む。

<sup>12</sup> 多面的機能：国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。

## 「宮崎ひなた生活圏づくり」のイメージ



### 「宮崎ひなた生活圏づくり」とは・・・

人口減少や少子高齢化の進行により、今後、医療・介護、福祉サービス、交通、買い物、集落活動（草刈りなど）といった日常生活に必要なサービス・機能の維持・確保が徐々に困難となっていきます。

このような中、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けるためには、上記のイメージ図のとおり、拠点となる基幹的集落を中心として、周辺集落・小規模集落との間を交通（コミュニティバス、デマンド型交通、自家用有償旅客運送、互助輸送等）や物流（貨客混載、移動スーパー等）のネットワークで繋ぐことにより、複数の集落が相互に連携・補完し合いながら日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保していくことが必要となります。

このような仕組みづくりを「宮崎ひなた生活圏づくり」といいます。

## <「宮崎ひなた生活圏づくり」の4つの基本的な考え方>

<p style="text-align: center;"><b>多様な主体の参加・協働</b> (地域運営組織 等)</p> <p>住民自らによる地域の将来人口の見通しを踏まえた話し合いや、地域の課題解決に向けた取組の開始、多様な関係主体が連携・協働した地域運営組織等の形成を促進します。</p>	<p style="text-align: center;"><b>複数の集落をネットワーク化</b> (基幹的集落を核とした連携・補完)</p> <p>買い物や移動、医療・介護などの日常生活に必要なサービス・機能について、拠点となる集落に集積するなどして維持・確保し、周辺集落・小規模集落との間を交通や物流のネットワークで繋ぐことで、単独集落では提供が困難になっても、日常生活を送ることができるようにします。</p>
<p style="text-align: center;"><b>合わせ技による効率化</b> (活動分野や業種の相乗り)</p> <p>単独では提供が困難になる可能性のあるサービス・機能について、例えば、乗客と宅配便をコミュニティバスで同時に運んだり、買い物支援と農産物の庭先集荷を一度に行うといったように、分野や業種の違いを超えてつなぎあわせることにより、限られた人手や設備などの資源で多様かつ小さなニーズに応えることができますようにします。</p>	<p style="text-align: center;"><b>安心して住み続けるための</b> <b>セーフティネットの確保</b></p> <p>安全・安心な生活を確保するために必要な、医療・介護や福祉サービス、公共交通等の維持・確保を図ります。</p>

## II くらしのゆたかさの継承

### ① 多面的機能の維持・保全

多面的機能支払制度<sup>13</sup>の取組や地域が一体となった鳥獣害対策、資源循環型林業や適正な森林管理を推進するとともに、地域に受け継がれてきた伝統文化の保存や継承を図ります。

### ② 中山間地域の魅力の発信

中山間地域が有する様々な機能や資源、魅力について、世界ブランド等を生かした取組や学校教育、地域間交流などを通して県内外に広く発信し、理解を深めます。

<sup>13</sup> 多面的機能支払制度：農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充、水路の補修などの協働活動に対する国の支援制度。

### 3 「しごと」

農林水産業をはじめとする中山間地域の産業を支える担い手を確保・育成するとともに、地域の特性に合った産業の振興や地域資源を生かした稼ぐ力の向上を図ります。

また、ICT<sup>14</sup>を活用した新しい技術や、事業の複合化や分野横断などの新しい手法を導入するとともに、地域で稼いだ所得を地域内で循環させて経済活動を活性化させる地域経済循環を促進するなど、中山間地域の「しごと」を守り、次世代に引き継ぐことのできる環境づくりに取り組みます。

#### ① 担い手の確保・育成

農林水産業をはじめとする産業への新規就業者の確保・育成に取り組むとともに、特定地域づくり事業協同組合の仕組み等を活用した地域内外の多様な人材の参画促進や、円滑な事業承継の推進に取り組みます。

#### ② 中山間地域の特性に合った産業の振興

果樹や夏秋野菜、花きをはじめとする収益性の高い農産物等の生産拡大や生産安定を推進するとともに、集落営農組織の育成や受託作業の組織化を図ります。また、農林業を核としながら別の分野と組み合わせる複合的経営などの、中山間地域の地理や気候の特性に合った産業の振興に取り組みます。

#### ③ 地域資源を生かした稼ぐ力の向上

地域の食資源を活用したフードビジネスや多様な事業者が一体となった新商品・サービスの開発を推進するとともに、中山間地域ならではの観光資源を生かした地域間交流の促進や、体験・滞在型観光の取組を推進するなど、文化や歴史、食、自然環境などの地域資源を生かした稼ぐ力の向上に取り組みます。

#### ④ 新しい技術や手法の導入

農林水産業をはじめとする産業において、ICTを活用した作業の効率化や省力化、高収益化を図る取組を推進するとともに、医療や福祉、教育、防災などの様々な分野での積極的な利活用を図ります。

また、事業の複合化や新技術の開発などによる経営革新等の取組を促進します。

#### ⑤ 地域経済循環の促進

地域資源を有効活用するための生産・流通・販売体制の構築や、再生可能エネルギーの利活用促進、地域で必要なものを地域で生産し、地域で消費する意識醸成を図る取組等により、地域経済循環を促進します。

<sup>14</sup> ICT：12ページの脚注を参照。

## 第3節 4年間に取り組む重点施策

### 1 「ひと」

#### (1) 戦略的な移住・定住の促進

- 「宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンター」において、生活や仕事等の情報を必要とする移住希望者からの相談にきめ細かに対応するほか、都市部住民等に向けた「ふるさと宮崎人材バンク」や移住情報サイト「あったか宮崎ひなた暮らし」などを活用した情報発信や戦略的なPR等を通して、潜在的な移住希望者を掘り起こすことで、都市部から本県への人の流れの増加を図ります。
- 移住希望者登録制度「宮崎ひなた移住倶楽部」を運営し、移住希望者の把握と的確な情報発信を図ります。
- 移住者の住まいに係る多様なニーズに対応できるよう、移住者向けの空き家改修への補助や市町村が借り受けた空き家を改修して移住者に貸し出す事業など、空き家を利活用した移住者の受入環境の整備に取り組む市町村への支援を行います。また、空き家対策に関する国の制度や先進事例等の情報提供を行うなど、空き家の利活用に取り組む市町村を支援します。
- 県内外での就職説明会の開催や「宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンター」における就職情報の提供等により、県内求職者や移住希望者に対する就職支援に取り組むとともに、関係機関と連携し、地域の特性を生かした雇用・就業機会の確保に努めます。
- 移住・U I Jターン<sup>15</sup>者を受け入れる県内の企業の開拓やマッチングを行うとともに、外部人材のスキルを活用することにより地域・産業の活性化を図ります。また、市町村が実施する取組について、国の制度等も活用しながら必要な支援を行います。
- 移住・U I Jターン者が円滑に中山間地域に溶け込み、移住を定住に結びつけられるよう、地域と移住者とを繋ぎ、架け橋となる機能を充実するなど、市町村と連携し、移住後のフォローアップの充実を図ります。
- 市町村とも連携しながら中山間地域ならではのくらしや仕事の魅力を全国に向けて発信することにより、移住希望者の関心を高め、本県の中山間地域への移住の促進を図ります。

<sup>15</sup> U I Jターン：10ページの脚注を参照。

## (2) 地域を担う次世代の育成

### ① ふるさとへの誇りや愛着を育む教育

- 小規模校のメリットを生かし、学習指導の充実を図るための研修会や協議会を実施するとともに、参考となる指導資料の提供に努めます。
- 高等学校等の進学環境の充実と家庭の経済的負担の軽減を図るため、地区生徒寮や奨学金制度の充実を図ります。
- きめ細かな指導を行うための少人数学級の実施や、へき地校・小規模校の振興、学校におけるICT<sup>16</sup>を活用した学びを通して、地域特性を生かした子どもたちの教育環境の充実などに取り組みます。
- ふるさと学習<sup>17</sup>や体験活動等の充実、地域の人材や文化財を活用した取組等により、子どもたちの地域に対する理解を深めるとともに、地域への関心を高め、ふるさとへの誇りや愛着を育みます。
- まちゼミ、こども商店街などの取組を通して、若い世代の地域への愛着意識を高めます。

### ② 地域で働く魅力の発信

- 県内への就職を促進するため、県内の企業情報・採用情報が県内の学生やその保護者等に届く多様な仕組みづくりを進めるとともに、県内企業の魅力や本県の暮らしやすさの発信、企業等に対する雇用条件の改善等の働きかけを行い、若者の県外流出の抑制を図ります。
- 宮崎県農業・水産業ナビ「ひなたMAFiN」、「ひなたで林業」等のホームページやSNS、メディア等を活用した農林水産業の魅力発信や、就業相談会や就業フェアの開催等を通して、就業希望者を本県に呼び込みます。

<sup>16</sup> ICT：12 ページの脚注参照。

<sup>17</sup> ふるさと学習：地域の自然・環境、歴史・伝統、産業・生活・文化など、地域の持つ豊かで多様な教育資源を活用しながら、地域の良さや課題について理解を深め、地域に対する誇りや愛着を育む学習。



### ③ 地域を支える人材の確保・育成

- キャリア教育<sup>18</sup>を中心とした職場体験学習や地域学習、「総合的な学習の時間」や「総合的な探究の時間」における地域との協働等を通して、子どもたちが地域の課題や人口減少等の諸問題の解決を図ることができるように主体的に学習に取り組む態度を育成するよう努めます。
- 地域課題の解決・改善に向けて行動する人材を確保するため、地域住民やNPO、企業などの多様な主体が参画する話し合いを支援するとともに、研修会や集落間の交流会を通して、中山間地域において地域づくりを担う人材の育成を図ります。
- 担い手が減少する中であっても、地域の力を最大限に生かすため、若い世代や女性、移住者などの多様な世代や主体が参画し、地域課題の解決・改善に取り組む仕組みづくりを促進します。
- 男女がともに協力して活力ある地域づくりに参画できるよう、男女共同参画の視点に立って地域活動に取り組む男女共同参画地域推進員<sup>19</sup>の養成・配置に取り組みます。

### (3) 外部人材の活力の取り込み

- 高齢化等により集落活動等が困難となっている集落と集落を応援したいボランティアとを繋ぐ仕組みにより、中山間地域における地域活動を支えるとともに、地域外住民等との交流を促進します。
- 地域おこし協力隊<sup>20</sup>の隊員が任期終了後も地域の担い手として活躍できるよう、隊員の地域への定着に向けた支援に取り組みます。また、集落支援員<sup>21</sup>等を活用した集落対策の推進について、市町村と連携を図りながら取り組みます。
- 民間企業や大学等の外部人材のアドバイスによる地域資源の掘り起こしや磨き上げを行い、それらを活用した地域活性化を図る取組を後押しします。
- 人口急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、特定地域づくり事業協同組合<sup>22</sup>の設立を検討する市町村等の取組を支援します。

<sup>18</sup> キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

<sup>19</sup> 男女共同参画地域推進員：宮崎県内に居住し、男女共同参画の推進に関して意欲と奉仕的精神を持ち、県が指定する男女共同参画推進のための講座を修了し、知事が委嘱した者。

<sup>20</sup> 地域おこし協力隊：14ページの脚注を参照。

<sup>21</sup> 集落支援員：地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱する。集落支援員は、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検、住民の話し合い促進等を実施する。

<sup>22</sup> 特定地域づくり事業協同組合：人口急減地域において担い手確保の取組を推進するため、組合員である事業者に対して、マルチワーク型の労働者派遣事業を行う事業協同組合のこと。

## (4) さらなる関係人口の創出・拡大

- 地域が外部からの応援を得て地域活性化を図る取組を後押しするため、様々な形で地域に関わる関係人口<sup>23</sup>を創出し、将来的な移住希望につながるよう、関わりの深化を促します。
- 中山間地域の特性を生かしたワーケーション<sup>24</sup>の受入に向けた取組を促進し、ワーケーションを入り口として、新たな関係人口の創出や拡大を図ります。
- U I J ターン者や若者・女性等にとって魅力的な雇用の場を確保するため、中山間地域において、企業等による情報通信業等の事業所開設を後押しする市町村の取組を支援します。

### 【目標指標】

項目名	設定 エリア	現況値	目標値
県外からの移住世帯数（累計）	Ⅱ	757 世帯 (平成30年度～令和3年度)	1,000 世帯 (令和5年度～令和8年度)
宮崎県や自分が住んでいる市町村など、ふるさとが「好き」だという児童生徒の割合	Ⅱ	93.1% (令和4年度)	95.0% (令和8年度)
集落活動支援マッチングサイトを活用した延べ集落数（累計）	Ⅰ	— 集落 (令和4年度)	240 集落 (令和8年度)
自治体施策を通じたワーケーション受入数	Ⅲ	374 人 (令和3年度)	780 人 (令和8年度)

設定エリア Ⅰ：条例上の中山間地域 Ⅱ：現在の市町村域の全域が中山間地域となっている18市町村 Ⅲ：県内全域

<sup>23</sup> 関係人口：14ページの脚注を参照。

<sup>24</sup> ワーケーション：14ページの脚注を参照。

## 2 「生活」

### ー I 生活を守る・支える「宮崎ひなた生活圏づくり」

#### (1) 日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保

##### ① 日常生活に必要なサービスや機能の提供

- 地域運営組織等が主体となった買い物や移動、福祉サービスといった、日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保するための取組等を支援するとともに、先進的取組を行っている団体や市町村の事例の水平展開を図ります。
- 日常生活に必要なサービスや機能を拠点となる集落に集積するなどして維持・確保し、周辺の集落と交通や物流のネットワークで繋ぐことによって生活機能の維持に取り組む市町村を支援します。
- 買い物弱者の支援のために、国の施策等も活用し、地域住民や市町村、民間事業者等が連携した取組等を促進します。
- 中山間地域における日常生活の利便性向上や災害時対応の観点から、市町村等と連携して、携帯電話サービス未提供地域の解消など情報通信格差の是正に取り組みます。
- 高齢者がスマートフォン等のデジタル機器を安心して使えるよう、携帯電話事業者や市町村等と連携して、スマートフォンの基本的な操作方法やセキュリティに関する講習会を開催します。
- 高齢者が安心して住み慣れた地域で住み続けることができるよう、地域運営組織等による見守りや家事支援等の支え合い活動の取組を促進します。
- 社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に対する支援や成年後見制度の利用促進のための体制整備の推進等を通して、高齢者等の権利擁護に取り組みます。
- 企業局の水力発電設備が所在する市町村を対象として、市町村が取り組む地球温暖化対策や地域活性化等の事業を支援します。

## ② 医療・介護・福祉サービスの確保

- 自治医科大学卒業医師の配置や、へき地診療所<sup>25</sup>の施設・設備の整備、運営費に対する補助、県歯科医師会による巡回診療等を計画的に実施します。
- 宮崎県歯科医師会と連携を図りながら、地域における在宅歯科医療の医療体制の確保に積極的に取り組みます。
- 市町村、大学、医師会等と密接に連携を図りながら、医師の養成・確保に積極的に取り組みます。
- 防災救急ヘリの有効活用やドクターヘリの運航支援など、関係機関と連携を図りながら中山間地域における救急医療の確保に取り組みます。
- 二次医療圏における中核的な医療機関の充実と市町村立病院・診療所との機能分担・連携強化に努めます。
- ICTを用いた遠隔医療支援などの活用により、へき地における良質な医療の提供を行うとともに、医師の教育環境の改善を図ります。
- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい生活をするように、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- 要支援・要介護高齢者が、そのニーズに応じた介護保険サービス等を受けられるよう、市町村計画に基づき、地域の実情を踏まえたサービス基盤の計画的な整備・充実に努めます。
- 市町村、介護事業者、養成機関、学校、県教育委員会など、幅広い関係者と連携しながら、介護人材の確保・定着を図ります。また、外国人介護人材の受入・定着及びICT・介護ロボットの導入等に取り組む介護事業所を支援します。
- 地域コミュニティが持っている共助による助け合いの機能を補完するため、ライフラインや宅配サービス等、直接県民を訪問する民間事業者の協力による「みやざき地域見守り応援隊<sup>26</sup>」などの見守り体制の充実や、社会福祉法人の地域における取組の充実を図ります。
- 高齢・障がい・子ども・生活困窮といった福祉的なニーズに横断的に対応し、「支え手」「受け手」といった関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画しながら、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、重層的支援体制をはじめとする福祉の包括的支援体制の整備を図る市町村を支援します。

<sup>25</sup> へき地診療所：地域住民の医療を確保することを目的として、無医地区等において都道府県、市町村、日本赤十字社、医療法人等が実施主体となって整備、運営する診療所のこと。

<sup>26</sup> みやざき地域見守り応援隊：民間事業者と県社会福祉協議会や県等の関係機関が協定を締結し、ひとり暮らしの高齢者など、支援が必要な方への見守りを民間事業者の協力を得て行うもの。

### ③ 生活に必要な交通の確保

- 鉄道や幹線的バス路線等の広域的な交通手段について、市町村や交通事業者等とともに、利用促進や最適化・効率化に取り組み、将来にわたり持続可能なものとしていきます。
- ICTを活用したデマンド型交通<sup>27</sup>の導入や、貨客混載等の既存輸送サービスの利活用など、地域コミュニティ交通の最適化・効率化に取り組む市町村を支援します。
- 地域公共交通に関する専門知識の習得や先進事例の情報共有を目的とした研修会の開催などにより、持続可能な地域公共交通ネットワークの確立を図る市町村を支援します。
- 離島と本土を結ぶ唯一の交通手段である離島航路の維持に取り組む市を支援します。
- 地域運営組織等が主体となっていく地域内の移動手段確保の取組等を市町村と連携しながら支援します。
- 交通事情から免許返納が困難な高齢者について、運転能力等の状況を高齢者自身や家族に認識させ、運転寿命<sup>28</sup>を延ばす取組等を行う市町村を支援します。

## (2) 地域運営組織の形成促進

- 地域住民が「ひなたまちづくり応援シート<sup>29</sup>」等を活用して、将来人口の見通しや集落の現状を把握し、地域の将来像や今後の課題の共有と合意形成を図る話し合いの実施を市町村と連携して促進します。
- 地域住民がNPOや企業等の多様な関係主体と連携・協働し、地域課題の解決・改善のために生活支援や子育て支援、特産品販売等の様々な活動に持続的に取り組む地域運営組織の形成を市町村とともに促進します。また、地域の特徴に応じ、農業の経済活動と併せて地域コミュニティの維持・強化に取り組む農村型地域運営組織<sup>30</sup>の形成を支援します。
- 担い手が減少する中であっても、地域の力を最大限に生かすため、若い世代や女性、移住者などの多様な世代や主体が参画し、地域課題の解決・改善に取り組む仕組みづくりを促進します。
- 地域運営組織の形成や運営を担い、地域づくりや地域課題に対応するための活動を牽引するリーダー群の育成を図ります。

<sup>27</sup> デマンド型交通：運行経路やダイヤをあらかじめ定めず、地域の実情に応じて柔軟に運行することができる事前予約型の輸送サービス。

<sup>28</sup> 運転寿命：安心・安全に車を運転できる年齢

<sup>29</sup> ひなたまちづくり応援シート：住民による地域の将来像や課題に関する話し合いを促進するため、県中間・地域政策課が作成した各地域の将来推計人口等をわかりやすく提示するツール。

<sup>30</sup> 農村型地域運営組織：複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のこと。

### (3) 子育て環境の充実

- 県民全体で出逢いや子育てを応援する機運の醸成や、ライフステージに応じた支援を通して、希望どおりに家族を持つことができ、子育てが楽しいと感じられる環境づくりを推進します。
- 出逢いや結婚を希望する独身者に対し、希望にかなう相手と出逢える機会を創出するとともに、地域で結婚支援に取り組むサポーターを支援することにより、出逢いの場づくりと結婚支援を推進します。
- 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備や質の高い幼児教育・保育等の提供を図るとともに、小児医療体制や母子保健対策等の充実による子どもの健康の確保に努めます。
- 子ども食堂<sup>31</sup>や学習支援、フードバンク<sup>32</sup>など、子どもの居場所づくりに取り組む民間団体の取組を支援することで、生活困窮世帯やひとり親家庭への支援を推進します。
- 子どもとその家庭を対象に相談対応や継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点<sup>33</sup>」の設置を推進するとともに、「子育て世代包括支援センター<sup>34</sup>」の機能と一体化した「こども家庭センター<sup>35</sup>」の全市町村設置を推進します。また、保護者の就労に柔軟に対応でき、幼児教育・保育の一体的提供ができる認定こども園の普及を推進します。

<sup>31</sup> 子ども食堂：地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事やあたたかな団らんを提供する取組。

<sup>32</sup> フードバンク：生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を、食品企業や農家などからの寄附を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。

<sup>33</sup> 子ども家庭総合支援拠点：主に就学後における子育てを支援する機能を担うものであり、児童虐待の防止等を目的に、支援が必要な子どもや子育て世帯の実情把握、相談対応等を行う。

<sup>34</sup> 子育て世代包括支援センター：妊娠・出産期から就学前までの母子保健と子育て支援をあわせて切れ目なく支援する機能を担うものであり、妊娠・出産・子育ての相談に応じて必要な情報提供や保健指導等を行う。

<sup>35</sup> こども家庭センター：子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を担うものであり、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う。

## (4) 防災・減災のための体制づくり

- 地域の防災力向上のため、市町村と連携しながら、自主防災組織<sup>36</sup>の活性化、消防団員の確保や防災士の養成・能力向上に取り組み、地域防災の中核となる人材の育成・確保を図ります。
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、一人ひとりの避難に関する個別避難計画の策定や避難訓練等の市町村の取組を支援します。
- 河川水位や土砂災害警戒情報などの防災情報について、住民への迅速・的確な提供に努めるとともに、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域<sup>37</sup>の指定を推進します。
- 地域住民やNPO、企業等の多様な主体と連携し、県民協働による河川、海岸の維持管理に取り組みます。
- 気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水を推進します。
- 地域に根差した建設業者等が、地域住民の安全で安心な生活を支える社会資本の整備だけでなく、日常のパトロールや災害時の応急業務、早期の災害復旧にも対応できる環境づくりを推進します。

<sup>36</sup> 自主防災組織：災害対策基本法第5条第2項に規定する地域住民（町内会や自治会等）における自発的な組織。地域の住民同士が話し合い、いざいざというときに避難の呼びかけ・誘導、救出・救助、初期消火、避難所運営などを行うために自主的に組織する。

<sup>37</sup> 洪水浸水想定区域：近年の全国的な水災害の激甚化を受け、平成27年に改正された水防法に基づき、概ね1,000年に1回の確率で発生する、想定最大規模の降雨を対象として指定するもの。予想される浸水範囲、浸水の深さ、浸水の継続時間等を公表し、市町村におけるハザードマップの見直し等での活用を図っている。

## 2 「生活」

### － II 暮らしのゆたかさの継承

#### (1) 多面的機能の維持・保全

- 中山間地域等直接支払制度<sup>38</sup>や多面的機能支払制度<sup>39</sup>の取組を推進することにより、農業生産活動を継続させ、耕作放棄地の発生を防止するとともに、農業・農村の有する多面的機能<sup>40</sup>の維持・発揮を図り、農村の維持・継承につながる地域づくり活動を支援します。
- 森林計画制度<sup>41</sup>や森林経営管理制度<sup>42</sup>及び市町村が定める機能別ゾーニング<sup>43</sup>等に基づき、森林の効率的で適切な管理に努め、多様な樹種や齢級で構成された多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりを推進します。
- 保安林制度等の適正な運用に努めるとともに、治山事業の実施と森林の適正な管理に加え、林野火災対策や森林病虫害等の被害防止対策、県木フェニックスといった名木等の保全活動など安全・安心な森林づくりを推進します。
- 野生鳥獣による農林作物等への被害対策について、市町村や関係機関と連携しながら各集落の被害防止の取組等を支援し、地域が一体となった鳥獣被害対策の推進を図ります。
- 地域住民による伝統芸能等の保存・継承を進めるとともに、地域で守り伝えられた有形・無形の文化財を保存・活用する環境づくりを推進します。

<sup>38</sup> 中山間地域等直接支払制度：中山間地域の農業・農村が持つ多面的機能を確保する観点から、中山間地域等の条件不利地において5年以上営農活動を続けることを約束した農業者等に対して交付金を交付する制度。

<sup>39</sup> 多面的機能支払制度：17ページの脚注を参照。

<sup>40</sup> 多面的機能：15ページの脚注を参照。

<sup>41</sup> 森林計画制度：森林資源の有効利用及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いについて、国や県、市町村が計画の策定等を行う制度。

<sup>42</sup> 森林経営管理制度：森林所有者が経営管理できない森林について、市町村が権利を取得した上で、経営管理を自ら実施又は意欲と能力のある林業経営者に委ねることができる制度。

<sup>43</sup> 市町村が定める機能別ゾーニング：森林計画制度に基づき市町村が定める計画において、森林を水源かん養機能の増進や山地災害防止などの機能別に区分すること。



## (2) 中山間地域の魅力の発信

- 「世界農業遺産<sup>44</sup>高千穂郷・椎葉山地域」や「綾ユネスコエコパーク<sup>45</sup>」、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」などの世界ブランドを生かした取組や「霧島ジオパーク」の世界認定<sup>46</sup>に向けた取組などを地元自治体等と連携しながら推進し、自然と人が共生する中山間地域をアピールすることにより、交流人口の増加等を図ります。
- 中山間地域が有する多面的かつ公益的な機能と魅力について理解を深めてもらうため、マスコミやインターネット等の様々な媒体を活用して県民に広く情報を発信します。
- 毎年10月を「中山間地域をみんなで支える県民運動」推進月間とし、中山間地域についての関心と理解を促進し、その価値や大切さの再認識を促す取組を行います。
- 観光誘客をはじめ、将来的な移住者の確保や企業等との連携につなげていくため、ワーケーションの受入推進を通して中山間地域の魅力を都市部へ発信します。
- 小・中学校において、社会科や総合的な学習の時間等におけるふるさと学習を通して、郷土宮崎に対する理解を深め、誇りや愛情を育み、地域社会の一員としての自覚と発展を願う態度の育成に努めます。
- 高等学校において、総合的な探究の時間をはじめ、学校における様々な教育活動を通して、地域社会の一員としての自覚や主権者として必要な資質を養い、郷土に対する誇りを育む教育に取り組みます。
- 世界農業遺産や棚田地域等の中山間地域の魅力の発信や、農泊等のグリーン・ツーリズム<sup>47</sup>の推進により、農村の魅力を生かした地域間交流の活性化を図ります。
- 中山間地域の特色ある文化資源を活用し、地域づくりや県外誘客による地域活性化などにつながる取組を推進します。また、都市部を中心とした県外でのイベント等を通して、その魅力を県内外にアピールするとともに、地域住民の郷土への自信と誇りの醸成を図ります。

<sup>44</sup> 世界農業遺産：伝統的な農業・農法と、それによって育まれた文化や土地景観、生物多様性に富んだ世界的に重要な地域の農業システムを保全することを目的として、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定するもの。

<sup>45</sup> ユネスコエコパーク：生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として国際連合教育科学文化機関(UNESCO)が実施する「ユネスコ人間と生物圏計画」における一事業として実施し、「生物圏保存地域」として登録するもの。

<sup>46</sup> ジオパークの世界認定：地球活動の遺産を主な見所とする自然に親しむための公園のことで、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)の正式事業である「国際地質科学ジオパーク計画」により、世界各国で推進されている。

<sup>47</sup> グリーン・ツーリズム：農山漁村でゆっくりと滞在しながら、豊かな自然の中で人とふれあい、食を味わい、農林漁業体験などを楽しみ休暇の過ごし方。

## 【目標指標】

項目名	設定 エリア	現況値	目標値
地域の課題や将来像に関する「話し合い」を行っている地域の割合	I	34.7% (令和3年度)	45.0% (令和8年度)
新たに住民主体で取り組む生活支援サービス等の取組数（累計）	I	19 件 (令和4年度)	27 件 (令和8年度)
新たに地域運営組織の形成に取り組む地域の数（累計）	I	一地域 (令和4年度)	4 地域 (令和8年度)
デマンド型交通を導入した市町村の数	II	11 市町村 (令和3年度)	16 市町村 (令和8年度)
訪問看護ステーション事業所数	II	29 事業所 (令和4年度)	33 事業所 (令和8年度)
こども家庭センターを設置した市町村の数	II	0 市町村 (令和4年度)	18 市町村 (令和8年度)
中山間地域に在住する防災士の数	II	1,821 人 (令和4年度)	2,419 人 (令和8年度)
鳥獣被害額	III	383,004 千円 (令和3年度)	242,618 千円 (令和7年度)
多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度取組面積	II	15,530ha (令和3年度)	16,100ha (令和8年度)

設定エリア I：条例上の中山間地域 II：現在の市町村域の全域が中山間地域となっている 18 市町村 III：県内全域

### 3 「しごと」

#### (1) 担い手の確保・育成

- 宮崎県農業・水産業ナビ「ひなた MAFiN」等のホームページやSNS等を活用した本県農業の魅力発信や就農相談会の開催等を通して、就農希望者を本県に「呼び込む」とともに、就農トレーニング施設等における技術修得支援や国の事業を活用した資金の交付等により、新規就農者の「確保・育成」に取り組みます。
- 女性・青年農業者の活躍の場づくり、高齢農業者や定年帰農者が農業を営む環境づくりと集落営農への参画を促進するとともに、法人化に向けた相談対応や他産業との連携及び農業参入の支援に取り組みます。
- 地域の人材が不足する中山間地域において、産地間連携など地域外から多様な人材を融通する仕組みづくりに取り組みます。
- 中山間地域総合整備事業等を活用した農業の生産性と生活環境の維持・向上により、担い手の地域への定着を図ります。
- 「みやざき林業大学校」において、森林・林業の知識や技術をはじめ、林業・木材産業に精通した人材を幅広く、各段階で総合的に育成します。
- 再造林の推進に向けた担い手の確保のため、森林組合をはじめとする林業事業体における都市部からの人材を呼び込むための取組や、造林保育作業に従事する新規就業者を継続して雇用する取組を支援します。
- お試し就業や就業準備給付金等により都市部から人材を呼び込むことで、高齢化等で生産者の減少が顕著な地域の特用林産業の担い手を確保します。
- 漁業の後継者や新たな担い手の育成により漁業の承継を円滑に行う仕組みづくりを推進するなど、漁業の担い手や経営体を確保・育成します。
- 宮崎県事業承継ネットワークの構成機関と連携・協力して、円滑な事業承継の推進を図るとともに、中山間地域での多様な働き方や魅力の発信等を通して、後継者のいない事業者と移住者・求職者とのマッチングを促進します。
- 県内に就職した若者に対し、県内企業等と連携しながら奨学金の返還支援を行うことにより、宮崎の将来を担う産業人材の確保を図ります。
- 人口急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、特定地域づくり事業協同組合の設立を検討する市町村等の取組を支援します。

## (2) 中山間地域の特性に合った産業の振興

- 意欲ある多様な農業者が集落ぐるみで農業に取り組む集落営農組織を育成するなど、担い手の減少や高齢化の進行に対応した地域農業を守る仕組みづくりに取り組みます。
- 中山間地域の特性を生かした収益性の高い園芸作物（カラーピーマン、トマト、きんかん、りんどう等）の生産拡大と安定生産を推進します。
- ゆず、くり等の中山間地域果樹産地を維持するため、優良園地の継承や受託作業の組織化等に取り組むとともに、加工用原料を安定供給する専用園地づくりを推進します。
- 漁業における収益性の高い経営体を育成するため、新たな操業体制への転換などの収益性向上の取組を加速し、厳しい経営環境下にも耐えうる漁業モデルの普及を行います。
- 漁業経営体を支え、収益性の向上に貢献できるよう、漁業協同組合及び系統組織全体の基盤強化と合理化を推進します。
- 中山間地域の経済と雇用を支え、災害時等にも重要な役割を果たす建設産業について、技術と経営に優れ、地域の活性化に貢献する建設業者が成長できる環境づくりなど、その育成を図るとともに、経営基盤強化への取組を支援します。
- 中小企業・小規模事業者の活性化と経営の安定を図るため、円滑な事業資金の供給、事業承継の支援、支援事業の活用などの国や市町村、金融機関、支援機関等と連携した支援に取り組みます。
- 中小企業・小規模事業者の新事業や新分野進出等を支援するため、(公財)宮崎県産業振興機構や商工団体等の産業支援機関の支援体制の充実を図ります。
- お試し就業や就業準備給付金等により都市部から人材を呼び込むことで、中山間地域において重要な産業である特用林産業の振興を図ります。
- 若者やU I Jターン者に対し、起業・創業に関する周知・情報提供等を行うとともに、起業・創業に挑戦しやすい環境づくりを進めます。
- 捕獲した野生鳥獣のジビエ<sup>48</sup>としての利活用を促進するため、高い衛生管理による処理方法等の普及や安定的な生産・流通体制の確立、ジビエの認知度向上に取り組みます。
- 半農半X<sup>49</sup>やマルチワーク<sup>50</sup>など、地域の特性を生かした農林業を核としながら、別の仕事も組み合わせる複合的経営等の支援に関係機関等と一体となって取り組みます。

<sup>48</sup> ジビエ(gibier 仏語)：狩猟で得られた天然の野生鳥獣の食肉。

<sup>49</sup> 半農半X：農業とやりたい仕事等を両立させる生き方。

<sup>50</sup> マルチワーク：季節や時間ごとに、複数の仕事に従事する働き方。

- 沿海地域の集出荷施設を活用した出荷など、冬春産地との連携による夏秋野菜等の生産を振興します。
- 耕作放棄地の解消、飼料自給率の向上、飼養管理の省力化などに有効な放牧面積の拡大を推進します。
- 中山間地域における産業振興を図るため、中山間地域産業振興センターにおいて、地域資源を活用した事業者等の取組を推進します。

### (3) 地域資源を生かした稼ぐ力の向上

- 地域の特性や地域資源を有効に活用しながら、農商工連携<sup>51</sup>や6次産業化<sup>52</sup>をはじめとして、フードビジネスの取組をさらに進めることにより、地域の新たな成長産業を創出し、所得向上や雇用機会の確保を促進します。
- 中山間地域の観光地としての魅力向上を図るため、海や森林、神話といった地域資源を生かし、中山間地域ならではの新たな観光資源の開発や既存の観光資源の更なる磨き上げを行うとともに、これらの観光資源を生かした地域間の交流を促進します。
- グリーン・ツーリズムや森林セラピー、マリンスポーツなどの体験・滞在型観光の取組、各種の体験メニュー等を取り入れた教育旅行の誘致や農家民泊受入等を推進します。
- 農山漁村地域における経済的な効果の創出や活性化を図るため、農林漁家が経営する民宿等の取組を促進するとともに、他業種と連携した取組を推進します。
- 多様な分野での木材利用を推進し、県産材の需要拡大に努めるとともに、しいたけや木炭等の特産物の消費・販路拡大の取組を支援し、生産者の所得向上及び山村地域の活性化を図ります。
- 多様な業種の事業者が一体となって地域の食資源を活用した新商品・サービスの開発に取り組む「ローカルフードプロジェクト（LFP）」や、市町村を単位とした「産地型商社<sup>53</sup>」の育成による地域ぐるみの6次産業化を推進します。

<sup>51</sup> 農商工連携：農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと。

<sup>52</sup> 6次産業化：産出された生産物を、付加価値をつけ流通・販売まで業務展開すること。生産（第1次産業）、製造・加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）を併せて行うため、全てを足して（又は乗じて）6次産業と称される。

<sup>53</sup> 産地型商社：農産物や観光等の地域資源のブランド化をプロデュースする「地域商社」の機能に加え、産地の持続的発展に向けた各種積極的な支援を展開する組織等。

## (4) 新しい技術や手法の導入

- 光ファイバや5G（第5世代移動通信システム）等の情報通信網及びICTについて、今後の動向を注視しながら、医療や福祉、教育、防災、産業等の様々な分野での積極的な利活用を図ります。
- 森林施業の省力化・効率化を図るため、GISやICT等を活用した新たな作業システムの実証などに取り組み、スマート林業を推進します。
- 中山間地域の労働力不足や生産性向上等の課題に対応するため、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質化を図るスマート農業導入の取組を促進します。
- 漁業における収益性の高い経営体を育成するため、ICTを活用した漁業モデルや、生産性の高い養殖システムの開発など、新たな取組を推進します。
- 中小企業・小規模事業者が自らの経営資源等を生かして取り組む新商品・新技術の開発や新たな生産・販売方式の導入などに寄与するため、経営革新や農商工連携等の取組を促進します。
- 住民の多様かつ小さな需要に応えるため、また、単体の事業では不足する収益性や雇用力を補うため、従来は別々に実施していた事業を複合化し、分野や業種を超えて商品やサービスを提供する取組を促進します。

## (5) 地域経済循環の促進

- 地域で稼いだ所得を地域内で循環させて地域経済を活性化させるため、研修会等を通して、経済循環の取組を促進します。
- 地域で必要なものを地域で生産し、地元で買い物をするすることで、自分たちの生活サービスの基盤を守る「広い意味での地産地消」意識の醸成を図ります。
- 持続可能な農業を構築するため、飼料用米・稲わら、堆肥等の地域資源を有効利用するための生産・流通・販売体制を構築し、地域内での耕畜連携による資源循環の取組を促進します。
- 木質バイオマス<sup>54</sup>や小水力発電<sup>55</sup>等、中山間地域に多く賦存する資源を活用した再生可能エネルギーの利活用を促進します。

<sup>54</sup> 木質バイオマス：木材からなるバイオマスの総称で、主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

<sup>55</sup> 小水力発電：中小河川、用水路等、様々な水流を利用して行う、数十kW～数千kW程度の比較的小規模な発電（一般的には1,000kW以下）の総称。

【目標指標】

項目名	設定 エリア	現況値	目標値
農林水産業の新規就業者数	Ⅲ	613 人 (令和3年・年度)	710 人 (令和7年・年度)
特定地域づくり事業協同組合の認定件数 (累計)	Ⅰ	2 組合 (令和4年度)	7 組合 (令和8年度)
産地型地域商社設立数 (累計)	Ⅱ	1 社 (令和4年度)	3 社 (令和8年度)
I C Tを活用した森林管理・調査に取り 組む事業体数 (累計)	Ⅲ	12 者 (令和3年度)	28 者 (令和8年度)
スマート農業導入戸数 (耕種・畜産計) (累計)	Ⅲ	2,020 戸 (令和3年度)	3,120 戸 (令和7年度)

設定エリア Ⅰ：条例上の中山間地域 Ⅱ：現在の市町村域の全域が中山間地域となっている 18 市町村 Ⅲ：県内全域

## 第4節 継続して行う基盤づくり

第3節に掲げる重点施策のほか、中山間地域が生活や生産活動の場として維持・活性化され、また、水源かん養等の公益的な機能を発揮するよう、引き続き、地域の基盤づくりとなる以下の施策に取り組みます。

### 1 産業基盤の整備

- 農業の生産性を高める基盤整備を進めるとともに、農業用施設等の適切な保全管理と防災・減災対策、長寿命化を推進します。
- 農林水産物の加工・流通体制の強化や付加価値向上を通して、競争力のある生産・供給体制への転換を推進します。
- 生産技術の高度化や収益性の高い作付け体系への転換など、中山間地域における農産物生産の収益力向上を推進します。
- 中山間地域の畜産生産基盤を強化するとともに、家畜防疫レベルの向上を図ります。また、放牧やコントラクター<sup>57</sup>を活用した粗飼料の自給率向上や地域ぐるみでの担い手の確保と生産性向上に向けた取組を推進します。
- 持続可能な林業・木材産業づくりのため、路網整備や高性能機械の導入等、森林施業や木材生産の効率化・合理化を図ります。
- 水産物の生産及び流通の基盤となる漁港施設の整備や防災・老朽化対策を推進するとともに、水産資源の回復と適切な利用管理を促進し、持続的な水産業を構築します。
- 中山間地域が有している豊富な農林水産資源等の地域資源を生かしたフードビジネス関連産業や情報関連産業など、今後の成長が期待できる産業について、各地域の特性に応じた立地活動を展開します。

<sup>57</sup> コントラクター：畜産農家等から飼料作物の収穫作業等の農作業を受託する組織。



## 2 県土づくり

- 自然災害による被害を防止・軽減するため、治山・治水及び海岸の保全対策をはじめ、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組や森林の適正保全に取り組みます。
- 土砂災害に備え、要配慮者利用施設等を保全対象とする緊急度の高い箇所について重点的に施設整備を推進します。
- 広域的な交通・物流ネットワークの基盤となる高規格道路の早期整備に取り組むとともに、これと一体となって機能する国県道の整備を進めます。
- 災害時の道路機能の確保及び集落の孤立化防止のため、緊急輸送道路等の整備や道路防災対策、橋梁の耐震対策を推進します。
- 道路や河川、港湾、漁港、公園、県有建物などの社会資本の総合的かつ計画的な整備を進めることにより、国土強靱化や防災力の強化を図ります。
- 既存の社会資本ストックについて、施設の特性に応じた適切な維持管理や長寿命化などを行うことにより、その機能維持を図ります。その中でも、損傷時の社会的影響が大きい橋梁やトンネル、ダム、大規模な水門などの施設については、維持管理費の最小化と平準化を目的とするアセットマネジメントの取組を推進します。

## 3 環境の保全

- 森林づくりや環境保全活動等に関心の高い住民や企業・団体の活動や、学校や地域等が取り組む森林・林業体験活動などを支援し、“森林を県民全体で守っていく”という意識の醸成を図ります。
- 水道施設や営農飲雑用水施設等の整備や下水道事業・浄化槽整備事業を行う市町村に対して、技術的・財政的な支援を行うとともに、関係機関等と連携して水環境の保全を推進します。
- 本県の豊かな水環境を守るため、水源かん養機能を維持する森林づくりを進めるほか、家庭、学校、地域等における「環境教育」を推進します。

## 第5節 計画の推進

### 1 県、市町村、住民等の連携・協働

人口減少下においても中山間地域のかげがえのないくらしや資源を守っていくためには、県、市町村、住民等の多様な主体が、適切な役割分担と更なる連携・協働のもと、一体となって中山間地域の振興に取り組んでいくことが重要です。

#### (1) 県の役割

- この計画に基づき、中山間地域の振興に関する施策を関係部局が連携し、総合的かつ計画的に推進するとともに、地域間の総合調整を行います。
- 中山間地域が有する公益的機能等について広く理解の促進を図るとともに、中山間地域での住民の主体的な取組を支援します。
- 地域の実情や課題の把握に努め、それらに即した横断的な施策について、関係部局が連携し、住民や市町村、関係団体等と連携した取組を支援します。
- 本計画の施策を着実に展開することができるよう、国に対して、総合的かつ計画的な対策の推進についての提案・要望等を行っていきます。

#### (2) 市町村の役割

- 地域振興の中核を担う行政組織として、県、他市町村、住民等と連携して、地域の実情に応じた施策の推進に努めます。
- 住民に最も近い立場にあることを踏まえ、地域の実態や住民ニーズの把握に努めます。
- 住民の主体的かつ意欲的な取組や地域づくり団体への支援等、住民やNPO、民間企業等、多様な主体と連携した地域づくりに努めます。

### (3) 住民、NPO、民間企業等の役割

- 中山間地域が有する公益的・多面的機能や、中山間地域と都市部との共生・互恵の関係についての理解を深めるよう努めます。
- 中山間地域の住民は、集落の将来像や課題等について自ら考えるとともに、多様な主体がそれぞれの特技やマンパワーを持ち寄り、創意工夫のもと、一体となって地域課題の解決・改善に努めます。
- 中山間地域と都市部との交流活動に参加するなど、中山間地域への関心や関わりを深め、様々な形で地域を支える行動を起こすよう努めます。
- 民間企業は、中山間地域の資源を見つめ直し、事業化に向けた取組を進めるとともに、企業活動として積極的に中山間地域との交流を図ります。

## 2 県における推進体制

この計画に基づき、中山間地域の振興を図るため、各部局が認識を共有し、連携して全庁的に施策を推進します。

また、厳しい財政状況の中、中山間地域が本県にとって重要な地域であることを踏まえ、その振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

### (1) 宮崎県中山間地域対策推進本部

知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長を本部員とする「宮崎県中山間地域対策推進本部」のもと、全庁的な連携を図りながら本県の中山間地域対策を総合的に推進します。

### (2) 中山間地域振興協議会

県や市町村、地域住民等で構成する中山間地域振興協議会を通じて、県内各地域の現状や意見等を把握するとともに、県民運動の展開を図り、地域の実情に応じた中山間地域対策の積極的な推進に努めます。

### (3) 調査研究体制

中山間地域の現状を十分に把握し、中山間地域の振興に関する施策の充実を図るため、中山間地域に関する調査研究に努めます。